

青森県報

第千九百三十八号

平成十三年十月二十四日(水曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
 - 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……二
 - 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) ……二
 - 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
 - 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(水産振興課) ……三
 - 道路の供用の開始……………(道路課) ……四
 - 漁船保険付保義務の発生……………(地方農林水産事務所) ……四
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する告示……………(情報政策課) ……四
 - 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……五
- 人事委員会
- 人事委員会規則七―一二一(退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……五
 - 人事委員会規則九―一(公共的機関を指定する規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……五
 - 人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)……………(職員課) ……五

正 誤

○平成十三年四月一日号外第四十六号目次中及び平成十三年五月二十五日定例付録目録中……………(総務学事課) ……六

告 示

青森県告示第五百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	所在地	指定期日
医療法人すみれ会	すみれ介護相談センター	上北郡上北町中央北一丁目三四の三	訪問介護	すみれ介護相談センター	上北郡上北町中央北一丁目三四の三	平成三〇・九・六
社会福祉法人稲垣村社会福祉協議会	稲垣村社会福祉協議会	西津軽郡稲垣村大字豊川字宮川一三六の一	短期入所生活介護	ショートステイ安住の里	西津軽郡稲垣村大字豊川字宮川一四三の一	〃

社会福祉法人 福垣村協 会	西津軽郡 稲垣村 大字豊川 字宮川 一三六の 一	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホ ム安住の 里	西津軽郡 稲垣村 大字豊川 字宮川 一四三の 一	"
有限会社大 永工務店	八戸市諏訪 二丁目一 四の一〇	福祉用具 貸与	有限会社大 永工務店	八戸市諏訪 二丁目一 四の一〇	"
医療法人柏 陵会	八戸市柏崎 五丁目五 の一七	通所リハ ビリテー ション	あらゆる 整形外 科デイケ アセ	八戸市柏崎 五丁目五 の一七	"
社会福祉法 人すわん	北津軽郡市 浦村大字 脇元字磯 辺三六五 の一	通所介護	デイサー ビスの里 センター	北津軽郡市 浦村大字 脇元字磯 辺三六五 の一	一三・〇・二〇
社会福祉法 人すわん	北津軽郡市 浦村大字 脇元字磯 辺三六五 の一	短期入所 生活介護	シヨート ステイす わんの里	北津軽郡市 浦村大字 脇元字磯 辺三六五 の一	"
社会福祉法 人すわん	青森市大字 高田一八 六の一	痴呆対応 型共同生 活介護	グルーブ ホーム金 沢なごみ 荘	青森市北 金沢二丁 目一三の 一	一三・〇・二 三
有限会社ヒ ューマニ ティケア ・ベステ ィスト	青森市大字 幸畑字谷 脇三三	福祉用具 貸与	有限会社ヒ ューマニ ティケ ィスト	青森市大 字幸畑字 谷脇三三	"

青森県告示第五百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
弘南生活協同組合	南津軽郡平賀町大字苗生松字川崎一九の一	青森市古川二丁目一五の七	青森介護サービスセンター	青森市古川二丁目一五の七	平成一三・九・六
有限会社青森介護サービス	青森市古川二丁目一五の七	青森市古川二丁目一五の七	はまなす苑居宅介護支援事業所	むつ市大字奥内字金谷沢一の一六七	"
医療法人明仁会	むつ市大字奥内字金谷沢一の一六七	むつ市大字奥内字金谷沢一の一六七			"

青森県告示第五百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

名称	開設の場所	指定年月日
特別養護老人ホーム安住の里	西津軽郡稲垣村大字豊川字宮川一四三の一	平成一三・九・六
特別養護老人ホームすわんの里	北津軽郡市浦村大字脇元字磯辺三六五の一	一三・〇・一〇

青森県告示第五百六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により平成十三年九月十一日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											備 考		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	D C P %	T D N %		M E kcal/kg	その他 の水分 %
中部飼料株式会社 八戸工場 青森県八戸市大字河 原木字海岸24の5	同 左	マル中印成鶏飼育用配合飼料 ヲイヤーC17	13.9	17.8	7.1	2.7	13.0	4.00	0.55	-	-	-	-	2,880	11.8		
		マル中印肉豚肥育用配合飼料 スーパーボーク	13.9	15.8	3.1	2.2	3.9	0.61	0.41	-	-	-	-	-	77.4	14.1	
		マル中印肉用牛肥育用配合飼料 αビーフ	13.8	13.3	3.6	3.2	3.9	0.46	0.46	-	-	11.1	76.9	-	-	14.1	
		マル中印ブロイラー肥育後期用配合飼料 イチチアロコール	13.9	18.5	8.8	2.5	4.3	0.80	0.47	-	-	-	-	-	3,260	13.4	
		マル中印配合飼料 ブロイラー種鶏成鶏前期	13.9	16.4	4.4	2.9	10.3	2.88	0.53	-	-	-	-	-	2,760	12.9	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百六十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

加入区 の名称	届 出 事 項	指 定 漁 船 調 査 の 縦 覧	場 所
大 間	発起人の住所及び氏名 下北郡大間町大字大間字大間平一七番地二五八 泉 忠 志 下北郡大間町大字大間字割石七番地四一 泉 德 由 下北郡大間町大字大間字下道五五番地三九 御殿敷 一 馬	期 間 平成十三年十月二十四日から同年十一月七日まで	大間漁業協同組合

青森県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十一月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三八号	下北郡東通村大字小田野沢字湯ノ沢山二の四から下北郡東通村大字小田野沢字見知川山一の五五九まで	平成一三・一〇・一五
県道むつ恐山公園大畑線	下北郡大畑町大字大畑字朝比奈岳国有林三九林班ぬ小班から下北郡大畑町大字大畑字葉色山国有林一七二林班と小班まで	一三・一〇・一四

青森県告示第五百六十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
三沢市三川目四丁目一四五番地四三四号 門上馨	三沢
三沢市鹿中二丁目一四五番地七一一号 富田由廣	三沢

三沢市岡三沢三丁目一九番地二号

種市徳藏

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木村守男

- 一 物品等の名称及び数量
学校におけるインターネット接続環境構築のための機器 一式
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画振興部情報政策課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十三年九月三日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 七 契約金額
二億二百六十五万円
- 八 契約の相手方を決定した手続

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した納入機器等証明書を提出した者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日
平成十三年七月十三日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十三年十月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アシスト

三 代表者の氏名

夏堀市太郎

四 主たる事務所の所在地

三戸郡名川町大字下名久井字青柳四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、名川町及び近隣市町村民に対して、介護サービスに関する事業を行い、健康で生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―一二二(退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月二十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七―一二二(退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一二二(退職手当の算定の基礎となる勤続期間に係る法人を定める規則)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

十七 社団法人青森県栽培漁業振興協会

附 則

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

人事委員会規則九―一(公共的機関を指定する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月二十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則九―一(公共的機関を指定する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則九―一(公共的機関を指定する規則)の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十 社団法人青森県栽培漁業振興協会

附 則

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

人事委員会規則一三―八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十月二十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三―八（職員勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三―八（職員勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「五日」を「七日」に、同号ア中「相当規模の災害が発生した被

災地又はその周辺の地域」を「災害が発生した場合」に改め、同号に次のように加える。

エ その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で、人事委員会が定める活動

附 則

この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。

正

誤

総務学事課

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤
平成三・四・一 号外第四六号	目次	一	上	三	正
平成三・五・三 第六五号付録	目録	六	下	三	青森県公営企業局職員倫理規程

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭